７ー９つくば市教育大綱実現プロジェクト業務委託

仕様書

つくば市が委託する「７ー９つくば市教育大綱実現プロジェクト業務委託」の概要は次のとおりとする。

**１　業務の目的**

つくば市では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標とした「つくば市教育大綱」を、令和２年(2020年)に策定した。

この教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１条の３の規定に基づき、つくば市の教育、学術及び文化の振興に関する根本的な方針を定めたものであり、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現でき社会力が育つことを目指し、知識の教え込みではなく「問いから始める学び」を進めることが記されている。

令和６年度に実施した教育大綱推進プロジェクト支援では、学校や教職員のアンケートを実施し、教育大綱の理解度や実現度合の把握に取り組んだ。また、教育局の学校支援のための体制構築にも取り組んだが、学校教育において教育大綱を実現するためには、教育局への支援だけでは不十分であり、教職員がより教育大綱を理解できるよう支援し、教育活動の中に教育大綱を反映させる必要がある。

このことをふまえ、本業務では、つくば市立の学校の教育活動において、児童生徒一人ひとりが幸せな人生を送ることができるよう、教育大綱が実現されるための取組を行う。特に、学校教育に教育大綱が確実に反映されることに重点を置き、学校現場の実態把握と施策立案の支援を行う。併せて教職員、児童生徒、保護者等に広報・啓発活動を行い、教育に関係する全ての市民に教育大綱を浸透させる。

**２　契約期間**

契約締結日の翌日から令和10年(2028年)３月31日まで

**３　業務の内容**

1. 学校への支援（市内小学校32校、中学校14校、義務教育学校４校）

ア　毎年度、前年度に実施した幸せな学校づくりアンケート（内容は別紙１を参照。以下、「アンケート」という。）の集計結果(別紙２を参照)や前年度の伴走訪問記録等を基に、教育大綱実現に向けた各学校の改善案を学び推進課と共に作成する。

※伴走訪問とは、全学校に対して、年１回指導主事が行う授業改善のための訪問のこと。

イ　学校に直接訪問(指導主事との伴走訪問を含む。)し、教育大綱の実現度合を把握するとともに、改善案を基に具体的な支援及び助言する。

ウ　各学校の教育大綱の実現度合を把握するために、教員及び児童生徒に対してアンケートを実施し、結果の集計及び分析を行う。

エ　アンケート結果から、各学校が、自校の教育大綱の実現度合を分かりやすく表示できる仕組みを提供する。

オ　教職員に教育大綱がより定着し、学校運営や授業の中に反映できるよう、好事例の横展開等も含めた研修を実施する。

カ　探究的な学びを各学校で実践できるように、つくばスタイル科（別紙３を参照）の在り方を改善するためのワーキンググループに参加し、必要な助言を行う。

キ　小規模特認校の運営について、対象となる学校に対して特色ある教育活動の提案を行うなど、魅力ある学校づくりを支援する。

ク　学校教職員の働き方について調査し、改善案を提示する。

1. 教育局への支援

ア　つくば市全体の教育大綱の実現度合について、アンケート、学校への訪問同行による児童生徒の姿等から定量的、定性的な総合的評価を行う。

イ　学校への伴走訪問に関し、訪問前に指導主事との打合せを行う。

(1)で作成した各学校の改善案に基づいた効果的な支援方法について、具体的な助言を行う。

ウ　学校への伴走訪問に同行し、訪問記録の作成を指定の様式(別紙４)で行う。

エ　学校への訪問や研修時のファシリテーションやコーチング技術を向上させるため、指導主事への研修を年２回以上実施する。

オ　学び推進課職員の働き方について調査し、改善案を提示する。

カ　教育大綱実現を目的とした研修や事業の企画支援及び運営を行う。

1. 教育大綱実現のための広報活動

ア　教職員、児童生徒、保護者等に向けた教育大綱のPR動画及びリーフレットを制作する。PR動画については、概要版及び詳細版の２種類を制作する。

イ　制作したPR動画及びリーフレットを活用し、教職員、児童生徒、保護者等を対象に、効果的な広報活動を提案し、実施する。

**４　成果物**

各年度の業務終了後、全ての内容を整理し、以下のものを指定する期限までに提出すること。

内容について学び推進課との協議が必要な場合は、提出期限までに協議を済ませておくこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 備考 | 提出期限 |
| 1 | 業務完了届 |  | ３月31日 |
| 2 | 業務報告書(詳細版)※１ | Ａ４判 | ３月31日 |
| 3 | 業務報告書(概要版) | Ａ４判 | ３月31日 |
| 4 | アンケート調査及び分析結果 | 各学校、つくば市全体のもの | ３月31日 |
| 5 | 伴走訪問記録 | 各学校分 | ３月31日 |
| 6 | 教育大綱リーフレット | １部　Ａ４判　４ページ程度 | ３月31日※２ |
| 7 | 教育大綱PR動画　概要版 | MP4形式、３分程度 | ３月31日※２ |
| 8 | 教育大綱PR動画　詳細版 | MP4形式、10分程度 | ３月31日※２ |
| 9 | 上記成果物にかかる電子データ | PDF及び元データを電子記録媒体に保存したもの | ３月31日 |
| 10 | その他本業務の運営に関して作成した資料等の電子データ | 電子記録媒体に保存したもの | ３月31日 |

※１業務報告書には、業務の内容の全ての項目に対して、委託事業開始時点の現状と課題、実施内容、成果、今後の展望等を記載する。

※２教育大綱リーフレット及びPR動画は令和７年度のみ提出する。

**５　報告及び検査**

つくば市は、必要があると認めるときに、受託者に対して本業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査を行うことができるものとする。受託者は、つくば市からこれらの求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

**６　連絡体制**

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、これに伴い「業務全般を統括する責任者」を配置すること。

**７　留意事項**

(1) 本業務による事務に関して知り得た個人情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏えいは一切禁ずるものとする。

(2) 本業務による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、つくば市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

**８　契約に関する条件等**

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容及び実施の体系図、工程表、再委託先の概要、責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、委託者の了解を得なければならない。

(2) 成果物の利用(二次利用等)

本業務による成果物の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者は、本業務の成果物を、随時利用できるものとする。

(3) 著作権等の権利関係への注意

受託者は、成果物の作成に当たり、第三者が権利を有する著作物(統計データや写真等)を使用する場合は、著作権や肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して、費用負担を含む一切の手続きを行うものとする。

なお、本業務に関して、第三者との間で権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(4) 個人情報の保護

受託者は，個人情報の保護に関する法律(平成15年５月30日法律第57号)やつくば市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

なお、本業務に関して、個人情報の外部流出や不適切な取り扱い等によって第三者との間で紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

特に、他自治体等からの業務委託の際などの機会に活用してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 損害賠償

　　受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切の処理をするものとする。

**９　その他**

(1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、監督職員の指示によることとする。

(2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と受託者は密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(3) 本業務の完了は、業務完了届及び成果物を提出し、完了検査に合格した時点とする。なお、業務完了後であっても成果物に不備、又は誤り等が発見された場合は、受託者の責任で速やかに手直し等の必要な措置を講じるものとする。

**10　書類の整備**

本業務に係る帳簿、支出証拠書類等を整備するとともに、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管する。

**11　支払い**

委託料の支払いは３回払いとし、各年度の業務完了後に、次表のとおり金融機関振込の方法によって支払うものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支払回数 | 請求月 | 支払月 | 支払上限額  (税込) | 請求手続 |
| １回 | 2026年  ３月 | 2026年  ４月 | 20,037,000円 | 2026年３月31日までに業務完了届を提出の上、請求すること。 |
| １回 | 2027年  ３月 | 2027年  ４月 | 22,843,000円 | 2027年３月31日までに業務完了届を提出の上、請求すること。 |
| １回 | 2028年  ３月 | 2028年  ４月 | 22,843,000円 | 2028年３月31日までに業務完了届を提出の上、請求すること。 |
| 合計 |  |  | 65,723,000円 |  |

**12　問合せ・納入先**

(1) 名称 つくば市教育局学び推進課

(2) 住所 〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目１番地１

つくば市役所４階

(3) TEL 029-883-1111

(4) FAX 029-868-7609

(5) Email edc020@city.tsukuba.lg.jp